

公益社団法人日本パークゴルフ協会会費規程

(平成 23 年 4 月 14 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）定款第 10 条の規定に基づく会費に関する事項について定める。

(会費)

第2条 会費は年会費とし、次のとおりとする。

(1) 正会員

均等割 連合会加盟市区町村パークゴルフ団体（以下「加盟団体」という。）数により
1 団体当たり 5,000 円

平等割 加盟団体所属会員数により 1 人当たり 500 円

(2) 普通会員（加盟団体である普通会員を除く）

均等割 5,000 円

平等割 市町村パークゴルフ団体所属会員数により 1 人当たり 500 円

(3) コース会員 年間 13,000 円

(4) 賛助会員 年間 1 口 30,000 円

2 前条第 2 号の平等割の市区町村団体所属会員数は、毎年 3 月 1 日現在の会員数とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年、年度始めに日本協会の発行する納入書によって期限までに納入しなければならない。

2 前条第 1 号の正会員の会費は、日本協会口座に払い込むものとする。

3 正会員たる連合会のない地域における普通会員は、直接日本協会口座に払い込むものとする。

4 前条第 3 号のコース会員、同条第 4 号の賛助会員の会費は、直接日本協会口座に払い込むものとする。ただし、同条第 1 号の正会員である連合団体に加盟する前段のコース会員、賛助会員にあっては、前項の例により連合団体が徴収し、納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 第 2 条の会費は、毎事業年度におけるその合計額を当該年度の法人会計に計上する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附 則(平成23年4月14日、定時総会制定)

この規程は、一般社団法人日本パークゴルフ協会が平成 22 年 10 月 28 日に制定した

「一般社団法人日本パークゴルフ協会会費規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して本法人設立の日から施行する。

附 則(平成25年4月18日、定時総会改定)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成29年4月20日、定時総会改定)

この規程は、平成29年度定時総会における議決の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。ただし、第2条第1項の正会員及び普通会員の平等割については、平成30年3月1日から令和2年2月29日までは200円、令和2年3月1日から令和10年2月29日までは300円とし、令和10年3月1日からは、本則を適用する。

附 則(平成30年4月19日、定時総会改定)

この規程は、平成30年度定時総会における議決の日から施行し、平成31年3月1日から適用する。

附 則(令和3年4月26日、定時総会改定)

この規程は、総会の議決のあった日から施行する。

附 則(令和5年4月20日、定時総会改定)

この規程は、総会の議決のあった日から施行する。

附 則(令和7年4月24日、定時総会改定)

この規程は、総会の議決のあった日から施行する。